

給食室換気扇他清掃業務

入 札 仕 様 書

(第4ブロック)

2026年(令和8年)6月  
福山市教育委員会事務局  
学校教育部学校保健課

## 1 目的

給食室における換気扇他清掃業務（以下「清掃業務」という。）は、福山市立小学校の給食調理施設内に設置されている換気扇の清掃を行うことで、施設内の適切な衛生管理を図ることを目的とする。

## 2 実施場所（第4ブロック：10校）

津之郷、赤坂、瀬戸、神村、松永、柳津、金江、藤江、明王台及び遺芳丘小学校の給食室に設置されている換気扇のうち、発注者が指定したもの。

## 3 実施期間

2026年（令和8年）7月21日から同年8月24日まで

※市立小学校等の一斉閉校日（8月12日～8月14日）に留意すること。

## 4 実施日程

清掃業務を実施するにあたり、事前に学校と協議し、作業日程が定まり次第発注者へ報告すること。なお、実施にあたっては、学校及び給食室の業務に支障を来さないよう配慮すること。

## 5 業務内容等

次のことに留意して、清掃業務を実施すること。

（1）清掃する前に、換気扇が正常動作するかどうか校長、教頭又は技術員（給食業務）（以下「立会者」という。）と一緒に確認すること。

（2）ア 清掃する箇所は換気扇本体（ダンパー部分を含む。）とし、全て取外して清掃を行うこと。ただし、取外すことにより、換気扇本体及び取付け部分周辺が毀損すると予想される場合は、取外しを行わず清掃すること。

※取外しを行わなかった場合は、その旨を実施報告書に記載すること。

イ 天井及び壁面については、洗剤を散布し、ウエス等で汚れを拭き取ったあと、水拭きにより洗剤分を完全に除去し、十分に乾燥させること。特に、油分等汚れの著しい部分は、ヘラ等を使用して油汚れを除去すること。清掃の範囲は、換気扇本体の周り30cm以内とする。

※天井及び壁面の形状や材質により、上記の作業が困難な場合は、作業が可能な範囲で汚れを除去すること。

（3）清掃にあたっては、中性洗剤等を使用して油汚れを落とすこと。その際、換気扇本体のモーター部分等通電する箇所が濡れないよう注意すること。

また、給食室内の機械器具等に、汚れが飛散・付着しないようにすること。

（4）清掃した換気扇の取付け後は、異音がないか、必要な箇所のネジがとまっているか、正常に動作するかを立会者に確認してもらうこと。

なお、清掃業務が原因で、換気扇が正常に動作しなくなったと認められる場合

には、受注者の責任において、換気扇が正常動作するように対応すること。

- (5) 作業実施にあたって、学校内外の建物・工作物その他に対し損害を及ぼしたときは、発注者の指示により、受注者において費用を負担し、修復又は補修すること。
- (6) 作業実施にあたって、建物・工作物などの破損箇所又は不良箇所を発見したときは、ただちに発注者へ報告すること。
- (7) 清掃作業員は、専用被服を着用し、清潔に心がけること。
- (8) 電気水道等は、学校等の施設を無償で利用することができるものとする。
- (9) じんあいを飛散させ、又はしぶきをかけないこと。
- (10) 引火性・発火性の製品を使用しないこと。
- (11) 後かたづけを適切に行うこと。なお、移動したものは元に戻し、整理整頓すること。

## 6 火災盗難防止等

清掃業務の実施にあたり、業務実施場所に出入りするための鍵の授受を明らかにし、火災及び盗難の防止並びに衛生管理の保持に努めること。

## 7 業務報告

- (1) 清掃業務終了後は、立会者の検査を受け、発注者が別に定める報告書に、確認印又は署名を受けること。
- (2) 受注者は、発注者が別に定める報告書に実施内容をまとめ、最終実施日から7日以内に発注者に報告するものとする。
- (3) 報告書には換気扇1台毎に、清掃実施前と実施後の写真を添付して提出すること。